

# 養鶏施設近代化の推進

畜産課

最近国民の食生活の変化や農業構造の高度化に対応して畜産の伸びは著しいのがあります。とくに養鶏事業はここ最近のうちに急に発展しており、或る意味において日本の養鶏は1つの転換期に立たされているともいわれています。

それは、ここ2～3年間に大都市近郊の専門的大規模養鶏が発達したこと、今1は大資本の進出による養鶏の企業化の兆しが明らかに表れてきたことであります。

このことは養鶏事業が今後の飼料事情の見通しや鶏の品種改良と飼育技術の向上、養鶏施設の近代化などによってその生産性は一段と向上し大量生産方式による企業化が可能であることを示しております。とりわけ養鶏の企業化に拍車をかけたのは養鶏施設のめざましい進歩が役立っています。従来の養鶏施設は、その殆んどが平飼鶏舎でありましたが、ここ数年のうちに群飼バタリー、単飼バタリー、更に単飼ケージ、群飼ケージと発展し更に最近では給餌、給水や鶏糞処理の機械化によって、養鶏経営費のうちで飼料費に次ぐウエイトを占める人件費を相当節減することによって経営の合理化は一層進められ、終いにはここに採卵養鶏の大量生産方式による企業化の前提が整ったといっても過言ではありません。

岡山県での農家の養鶏施設を調査した結果を見ますと、50羽以上の飼育農家を対象とした場合鶏舎として専用の平飼鶏舎をもつものが全体の6割強で1番多く、次ぎにバタリー鶏舎が2割弱、そして専用の独立鶏舎は持たないが、その他の建物を利用しているものが全体の2割程度占めています。これを都市近郊の養鶏地帯と比較してみれば、例えば大阪の場合、バタリー鶏舎が全体の8割を占め岡山の場合と全く逆の状況であります。

これは都市近郊と農村とでは立地的経済的条件、ことに土地の広狭やその利用など相違しますので一概に同じように比較できませんが、飼養管理や駄鶏淘汰の効率的な実践など考え併せて見てケージ飼育や単飼バタリーなど、いわゆる立体養鶏施設は合理

的な面で長所も多く、そしてその短所を補いさえすれば今後農村地帯にも大いに普及してゆくべきでしょう。

又先に述べたように都市近郊の専門養鶏や、大資本の進出による企業養鶏の発展に対応して岡山県においても市町村農業協同組合を中心とした集団養鶏産地を造成して、その地域内の農家の養鶏施設を近代化して生産性の向上を図ると共に、生産物の集出荷販売の合理化を推進することとなっております。しかしそのためには多額の資金を必要とします。

そこでこの養鶏施設の近代化を行なうに必要な資金に対する融資として農業改良資金の施設資金と技術導入資金をあてることとしました。前者は1年据置5ヵ年償還で金利は年利1割ですが、これを貸付ける市町村農業協同組合に対し県はその融資額に対し2.5%の補助金を交付することにより農協は養鶏農家に貸付けた日から1年間、つまり据置期間は年利7.5%以内で貸し付けを行なうこととなります。

しかしこの融資制度の適用を受ける養鶏施設は本年7月20日定められた「岡山県養鶏施設設置補助金交付要綱」によって決められている

施設の種類	1羽当り施設単価
ケージ鶏舎	500～1,000円
単飼バタリー	330～500
平飼鶏舎	1,500～2,000
ケージ導入	150～200
適用	1農家1件の所要資金は2,000円以内とする。ただし農業協同組合が設置する共同鶏舎については、この限りではない。

ように次の基準にかなうことが必要です。

- (1) 養鶏施設とは1件について100羽以上を飼育する施設であること。
- (2) 農業協同組合単位に5年以上の施設が、その年度内に設置されること。
- (3) 飼育施設の種類と所要資金の1羽当りの基準は次のとおり。

技術導入資金については、駄鶏淘汰に必要な資材としてケージの導入について全国で始めて認められた融資制度でこの資金は無利子で据置期間はないが

## 岡山畜産便り 1960.09

3カ年で償還することになっております。

この資金はそれぞれ金額に限度がありますので県としては重点的に地域を指定して融資助成することにしています。

この地域の指定のための条件は養鶏経営上の立地的経済的条件に優れており、その地域内の飼育羽数が30,000羽～100,000羽の集団産地を形成することが可能であること、そしてこの地域の市町村又は農協が養鶏振興に関する総合的計画を樹てこれを実施しようとする地域であることが条件となっています。

この資金の融資申請の事務手続きは今年9月末日までとしております。申請手続き等について不明の点は地元の農業改良普及所や農村事務所に御問い合わせを頂き度いと思います。なお知事の方行なう地域指定も9月末日までに行ないますので該当の市町村農協は岡山県告示第696号による岡山県養鶏施設々置補助金交付要綱に基づいて補助金交付申請書に地域養鶏振興計画書を添えて早急に所轄農村事務所経由で県あて提出して頂き度いと思います。

なお本年度において鶏舎施設とは別に共同利用施設として廃鶏の集荷所を県下に4カ所設置し、これに要する経費に対し1/4相当額の50,000円を助成することとなっていますので、廃鶏集荷所を設置しようとする農協は岡山県畜産振興施設々置補助金交付要綱により県あて申請手続きをとってください。